

広島市立舟入市民病院での身体的拘束を最小化するための指針

1. 基本理念

身体的拘束は、患者さんの自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。

広島市立舟入市民病院では、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束最小化に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行わない医療及び看護の提供に努めることを基本理念とします。

2. 目的

本指針は、当院における身体的拘束に起因する事故を防止するとともに、適切な医療及び看護を提供するために必要な事項を定めることを目的とします。

3. 対象

当院に入院するすべての患者さんを対象とします。

4. 定義

1) 身体的拘束とは、抑制帯等、患者さんの身体又は衣服に触れる何らかの用具を用いて、一時的に患者さんの身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいいます。

2) 具体例

身体的拘束その他、入院患者さんの行動を制限する具体的行為にあたるものとして、厚生労働省作成の「身体拘束ゼロへの手引き」（令和6年3月）の中であげている行為は次のとおりです。

- ① 一人歩きしないように、車いすや椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを綱（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いす・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑦ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑧ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢をひも等でしばる。
- ⑨ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑩ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。
- ⑪ 離床センサーやセンサーマット等を使用する。

- 3) ただし、次の行為は身体的拘束に該当しないものとします。
- ① 転落防止のために、ベッドから自由に昇降が可能な状態での4点柵の設置（短い柵や介助バーを使用）
 - ② 点滴時のシーネ固定
 - ③ 自力座位を保持できない場合の車いすベルト
 - ④ 身体拘束をせずに、患者さんを転倒や離院等からのリスクから守る事故防止対策（離床センサー等）
 - ⑤ 乳幼児及び重症心身障害児（者）等への事故防止のために常時使用されている対策（靴下等）
 - ⑥ 乳幼児及び重症心身障害児（者）が転落防止のために使用する小児用のサークルベッド

5. 身体的拘束最小化のための体制

身体拘束最小化チームを設置し、以下の取り組みを継続的に行い、身体的拘束を最小化するための体制を維持、強化します。

- 1) 身体的拘束最小化対策チームの設置
身体的拘束最小化に向けた対策を協議・検討するため身体的拘束最小化対策チームを設置します。
- 2) チームの構成員
各科医師、薬剤師、理学療法士、病棟看護師長、事務職員、リスクマネージャー
- 3) 協議・検討事項
 - ① 身体的拘束の実施状況の把握及び適正の可否並びに職員への周知にします。
 - ② 身体的拘束を最小化するための指針の作成に関することを整備します。
 - ③ 身体的拘束最小化に関する研修の実施を行います。

6. 身体的拘束を行う場合の対応

- 1) 原則
患者さん若しくは他の患者さんの生命又は身体を保護するための措置として、次の3つの要素の全てに該当する場合を除き、身体的拘束を実施してはならないものとします。
 - ① 切迫性：患者さん若しくは他の患者さんの生命又は身体を危険にさらさないこと。
 - ② 非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
 - ③ 一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- 2) 手続き
 - ① 対象者の生命の危険を及ぼし、3つの要件全てに該当するか評価します。
 - ② 身体的拘束を要する状況となった原因をアセスメントし、代替法がないか検討します。
 - ③ 代替法がない場合、医師は患者さん、ご家族への説明を行い、同意を得ます。
 - ④ 医師の指示のもと、身体的拘束を開始します。
 - ⑤ 身体的拘束実施中の観察を行います。
 - ⑥ 身体的拘束の早期解除に向けて、毎日カンファレンスを行います。

3) 留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に次の事項に取り組みます。

- ① 患者さん主体の行動、尊厳を尊重します。
- ② 言葉や応対などで、患者さんの自由を妨げないように努めます。
- ③ 患者さんの思いをくみとり、患者さんの意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で丁寧な対応に努めます。
- ④ 身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努めます。

7. 身体的拘束最小化のための職員研修

医療に携わる全ての職員に対して、身体的拘束最小化と人権を尊重したケアの励行などを理解させるため、次により研修を行います。

- 1) 毎年研修プログラムを作成し、1年に2回以上の学習教育を実施します。
- 2) 新任者に対する身体的拘束最小化、改善のための研修を実施します。
- 3) 新規採用時に研修を実施します。